

明石市告示第26号

2019年(平成31年)2月4日

明石市長職務代理者

明石市副市長 和田 満



明石市屋外広告物条例及び明石市屋外広告物条例施行規則に基づき
市長が指定する区域等の一部改正について

明石市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第10条から第12条までの規定並びに屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の規定により、市長が指定した区域等である平成30年明石市告示第109号の一部について、下記のとおり改正し、告示の日から施行する。

記

6 規則別表第1 個別基準5（4）アの市長が指定する区域（特定区域）に備考として次のように加える。

備考 特定区域に表示し、又は設置する広告物等でこの表に規定する道路又は鉄道の区間から視認できないものは、特定区域の区域外にあるとみなす。